

連携協力に関する包括協定書

三重県いなべ市（以下「甲」という。）と株式会社マーケットエンタープライズ（以下「乙」という。）
は、以下の通り連携協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携協力により、それぞれの資源や機能等を活用し、市内のリユース活動を促進することで、市民サービスの向上、廃棄処理量の削減、循環型社会の形成及びSDGs（持続可能な開発目標）の達成に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的のため、以下各号の取り組みについて連携協力するものとする。

- (1) 乙が提供するリユースプラットフォーム（以下「乙サービス」という）等を活用し、市民のリユース活動を促進すること。
- (2) 前号の取り組みに付随して、法令に沿ったリユース事業者の利用促進、不法投棄の防止、廃棄処理量の削減等の課題に適切に対応すること。
- (3) その他、リユース活動の促進に関する甲及び乙で合意した事項。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関する変更の申し出があったときは、甲及び乙にて協議するものとし、甲乙双方の書面による合意をもって本協定の内容を変更するものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年6月30日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から本協定の終了について相手方に対し申し出がなされなければ、同一条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（個人情報）

第5条 乙は、本協定の取り組みを実施する上で知得した市民の個人情報について、以下各号を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
- (2) 乙サービス上で市民に役務を提供する者に対し、当該役務を遂行する過程で知得した個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと等、個人情報の保護に関する必要な事項を遵守させること。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告すること。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項に関する疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者間で記名押印の上、各自1通を保管するものとする。または、電子契約にて成立を証する場合は、当事者間で署名捺印に代わる電磁的処理を施した電磁的記録を作成の上、各自保管するものとする。

令和3年7月1日

甲：三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市

乙：東京都中央区京橋3-6-18 東京建物京橋ビル3F

いなべ市長

株式会社マーケットエンタープライズ

代表取締役社長

日 沖 靖



小林泰士

